

3学期カジュアルウィークのルール

生徒会長
風紀委員長

先日の3学期カジュアルウィークに向けての学級討議ありがとうございました。1月29日からカジュアルウィークを実施し、その後のアンケートや取り組み状況をふまえて、「行事や制服指定日以外は私服登校可とする」という目的に向けてみなさんとともに考えていけたらと思います。

今回の学級討議で出た意見をもとに生徒会で話し合い、現行のルールに追記したことがあります。生徒全員がカジュアルウィークでのルールを理解し、協力して守っていくことが今一番大切なことです。よく読んでおきましょう。また、その服装が中学校生活に相応しいのかどうか保護者とよく話をしましょう。

- ① 期間中、私服での登校可とするが、制服での登校も可とする。
- ② 制服で登校する場合は現行のルールを守ること。前回のカジュアルウィークでルールを守れていない人がいたため、今回も制服と私服の組み合わせは認められない。(例：制服のズボンにパーカーなど)
- ③ 私服に関しては自由とするが、学校生活について相応しい服装とする。ズボン・上の服ともに体操服の長さを基準とし、体操服より短い、露出の激しい服装は控えること。装飾品が過度についているものも控えること。
- ④ 体操服での登校も可とするが、給食時に体育の授業で使用した体操服は着用しない。体育授業は体操服とする。部活動は部活のルール(自由服ではない)で活動する。
- ⑤ 実施中に服装を統一する必要がある場合(行事やテストなど)、学年ごとに制服登校日とする。
- ⑥ 装飾品について…ネックレスやイヤリング・ピアスなどアクセサリー類は身につけない。化粧、マニキュア、つけ爪等も同じ。靴・靴下・髪型は現行の通りとする。
- ⑦ 防寒着について…もこもこすぎるダウンなど、周りの人や授業で邪魔にならないもの・脱いだ時に保管場所に困らないものにする。掃除中などに困らなければ椅子に防寒具をかけても良いとする。
- ⑧ 生活面について…気が緩み、不要物等を持ってきたり、寄り道をしたりすることのないように、私服であっても自己管理を行い、登下校中も学校でのルールを守りましょう。

×

